

■令和6年度 子ども・若者の権利条例（仮称）制定検討委員会 行政視察報告

委員 金子 陽奈子

子ども・若者の権利条例（仮称）制定検討委員会では、令和6年8月8日及び9日の2日間、東京都多摩市、神奈川県横須賀市、埼玉県北本市の3市で行政視察を行いました。

東京都多摩市

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例について

多摩市では、多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例について視察しました。

本条例は、平成30年の市長所信表明にて「条例策定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」が掲げられたことを契機として、多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会での検討を経て、令和2年に多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会を設置し、策定が進められました。子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的として、令和3年12月市議会での議決を経て令和4年4月1日に施行されました。



多摩市役所

条例策定の際には、子ども・若者を中心とした市民全般の意見収集を行い、また条例の対象をおおむね30歳代までの若者とし、いじめや不登校、大学受験や就職の失敗など様々な生きづらさを抱えた人たちへの支援を切れ目なく行うことを規定した点は参考にすべきだと感じました。また、未来への希望を支える「挑戦する権利」に関する規定を設けたことや、既存の組織体制内で必要な機能を強化していく方向性は参考にできると感じました。

神奈川県横須賀市

児童相談所（はぐくみかん）について

横須賀市では、児童相談所（はぐくみかん）について視察しました。

横須賀市は、平成20年4月に子どもに関する総合的、一体的な取組を進めていくための拠点として「はぐくみかん」をオープンし、平成18年に開設した児童相談所を含む児童福祉行政関係部署を集約して、子どもに関する多様な市民ニーズに的確に対応するための体制を整えました。本施設は、地下1階、地上5階、塔屋1階の建造物の中に、民生局こど

（子ども・若者の権利条例（仮称）制定検討委員会）

も家庭支援センター（こども家庭支援課・こども給付課）、福祉こども部（子育て支援課）、療育相談センター、児童相談所の大きく分けて四つの部門が配置されています。

また、視察した一時保護所では、子どもたちを虐待から守るための生活場所として、性の多様性に対する配慮や、安定した生活を守るためのルール作り、孤立しないよう子どもの心を守る工夫などがされており、子どもの権利が最大限守られるような細部にわたる心配りが子どもの心身の健康的な成長につながっていると感じました。また、献身的な職員の姿と一生懸命に活動している子どもたちの様子から、子どもたちにとって環境がどれだけ大切かを改めて知る機会となり、条例策定に生かしたいと感じました。



横須賀市役所

埼玉県北本市

北本市子どもの権利に関する条例について

北本市では、北本市子どもの権利に関する条例について視察しました。

本条例は、令和2年10月に全会派の議員が参加した勉強会の設置をきっかけに、策定が進められました。全13回の特別委員会を経て令和4年10月1日に施行されるまでの間には、意見交換会だけでなく街頭アンケートやウェブの活用などによって市内外から広く意見聴取を実施しました。さらに、教育委員会など市関連部署だけでなく、医師会や民生委員、放課後デイサービス事業所など民間にも依頼協力を広げ、多くの人を巻き込み、意見を反映させたことが特徴です。また、チラシの配布やYouTubeでの動画公開など周知においても様々な手法を取り入れていました。



北本市役所

本条例では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）における四つの基本原則（差別の禁止、児童の最善の利益、生きる権利・育つ権利、意見表明権）を守るための様々な仕組みが規定されており、保護者、関係施設、市民、市、それぞれの役割を明確にして具体的に示されています。子どもが権利侵害を受けた際の相談・救済についても分かりやすく規定されており、子どもたちの日々の安心につながっていると感じました。